平成29年8月農業委員会定例会議事録

日時 平成29年8月18日(金)午後1時30分~

場所 | さぬき市役所3階 301・302会議室

議事録署名委員の指名について

日程第1 諸報告

日程第2 農地法第3条に基づく申請審議について (会長提出議案第1号)

日程第3 | 非農地証明願いについて (会長提出議案第2号~4号)

日程第4 農地法第5条に基づく申請審議について (会長提出議案第5号~11号)

日程第5 農用地利用集積計画の審議について (会長提出議案第12号)

農用地利用配分計画について (会長提出議案追加第1号)

日程第6 | 農業経営改善計画の審査について (会長提出議案第13号)

日程第7 その他

出席委員 | 1楠 豊 2蓮池秋男 3上野壽雄 4蓮井セツ子 5松岡浩二 6稲田俊美

7 大塚ノブ子 8 岡村義弘 9 小川義洋 10 神野 太 11 佐藤恭一 12 芳竹和政

13 岩澤佳宣 14 寒川 巧 16 藤澤 明 17 岩﨑治樹(会長職務代理者)

18 松原俊幸(会長)

欠席委員 15 十河道夫

事務局 藤井浩局長 山下智資課長補佐 佐藤仁美副主幹

農林水産課 杉浦寿副主幹

農地機構 | 谷口孝農地集積専門員 | 松岡一海農地集積専門員

傍聴者 無

議長 (会長)

では、ご案内を申し上げました平成29年8月農業委員会定例会の定刻がまいりましたので開会致します。毎日暑い日が続いておりますが、熱中症等に気をつけて作業に勤しんでいただいきたいと思います。また、新体制になりましたので、これから3年間よろしくお願いいたします。

なお、本日提案いたします案件については、事前に各地区で現地確認し調査いただいていると思いますのでよろしくお願いします。それでは、議題の進行を始めさせていただきます。本日の出席は18名中17名の出席で農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき過半数の出席ですので成立することを宣言致します。では、議事録署名委員の決定ですが私の方から指名致します。それでは3番上野壽雄委員さん、4番蓮井セツ子委員さん、両委員さんよろしくお願いします。では、本日の日程に沿って進めさせていただきます。続いて、事務局より諸報告があります。

事務局

使用貸借終了農地返還通知については、第1号は転用のため、第2号は高齢化による利用権の中途解約について報告。

議長 (会長)

事務局の報告が終わりました。

では、日程第2 農地法第3条に基づく申請審議について会長提出議案第1号を議題とし上程します。

事務局からの説明を求めます。

事務局

議長 (会長)

事務局からの説明が終わりました。本議案については、●●地区の関係案件ですので、●●地区の代表委員から調査結果の報告をお願いします。

寒川 巧委員

●●地区の寒川巧です。報告申し上げます。この案件については、●●●●●を解 約して、耕作していた方に●●●●●をするものです。現地を確認し、農地最適化 推進委員にも確認をしております。問題ないことを報告致します。

議長 (会長)

●●地区代表委員の報告が終わりました。

議案第1号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員

発言なし。

議長 (会長)

それでは、議案第1号についてお諮りします。ご異議ございませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長(会長) それでは、議案第1号を原案のとおり認めることと致します。

議長(会長) 日程第3 非農地証明願いについて、会長提出議案第2号から第4号を議題と し一括上程致します。事務局の説明を求めます。

事務局 今回の非農地証明案件は3件あり、面積にして3,532㎡4筆です。それでは、個別案件の説明を致します。

議案第2号は、現状は昭和52年頃から約40年以上耕作不能な状態が継続し 山林化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合してい ると判断されます。

議案第3号は、平成元年頃から約20年以上耕作不能な状態が継続し山林化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。

議案第4号は、農業用資材、機材等の保管場所のための倉庫であり、市非農地 証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。

議長(会長) 事務局の説明が終わりました。本議案については、●●地区、●●地区の関係 案件ですので●●地区、●●地区の代表委員から調査結果の報告をお願いしま す。●●地区からお願いします。

楠 豊委員 ●●地区の楠です。昨日の8月17日午前10時より●●地区委員を招集し、現地 を確認しました。資料にある2ページ4ページの写真のとおりでございます。農地 に復旧することは不可能であると判断したことを報告します。

議長(会長) 続きまして、●●地区の代表委員から報告をお願いします。

労が和正委員 ●●地区の芳竹です。去る8月16日午前8時より●●地区委員を招集し、現地を確認しました。資料のとおりでございまして、止むを得ないと判断したことを報告します。

議長(会長) 各地区代表委員の報告が終わりました。会長提出議案第2号から第4号につき まして質疑等がありましたら発言を認めます。

佐藤恭一委員 議案第4号の建築面積がゼロとなっていますが、いいのですか。

事務局 建築面積は、55.12 m でございます。

議長(会長) この議案の現場担当地区は、佐藤委員さんなので、良く確認の上、質疑をお願いします。

佐藤恭一委員 利用計画図から建築面積が出ていると思いますので、それで質問をしました。

全委員 他に質疑ありませんか。

議長(会長) | 発言なし。

全委員 それでは、議案第2号から第4号につきまして、お諮りします。議案第2号から第4号について異議ありませんか。

議長(会長) 「異議なし」との声あり。

議長(会長) │それでは、議案第2号から第4号を原案のとおり認めることと致します。

事務局 日程第4 農地法第5条に基づく申請審議について会長提出議案第5号から 第11号を議題とし一括上程致します。事務局の説明を求めます。

今回の第 5 条案件は 7 件あり、面積にして 4 , 1 0 2 m 1 3 筆です。それでは、個別案件の説明を致します。

議案第5号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●、●●で、権利は●●●●●です。一部無断転用があり併せ利用地があります。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●です。

議案第6号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。主たる転用目的は●●●●で、権利は●●●●●●●です。 無断転用で併せ利用地があります。隣接同意、関係団体等の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。無断転用の是正を図るものです。申請地は旧●●●です。

議案第7号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2 種農地判断です。転用目的は●●●●で、権利は●●●●●●です。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●です。

議案第8号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●で、権利は●●●●●●です。農振個別除外事前協議済です。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●です。

議案第9号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第3 種農地判断です。転用目的は●●●●●●●で、権利は●●●●●●です。 隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。 隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●です。 議案第10号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●、●●●、●●●●、●●●で、権利は●●●●●●です。農振個別除外事前協議済です。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●です。

議案第11号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●で、権利は●●●●●●です。農振個別除外事前協議済です。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●

議長 (会長)

事務局からの説明が終わりました。尚、本議案については、●●、●●、●●、

- ●●地区の関係案件ですので、各地区の代表委員から調査結果の報告をお願い します。
- ●●地区からお願いします。

楠 豊委員

議案第5号ですが、一部無断転用がありますが、是正をするものであり、止むを得ないと判断しました。

議長 (会長)

続きまして●●地区からお願いします。

蓮井セツ子委員

●●地区の蓮井です。議案第6号と議案第7号について報告します。去る8月13日、午後1時から●●地区委員を招集し現地を確認しました。内容については、事務局から説明があったとおりであり、無断転用を是正するものです。止むを得ないと判断しております。

議長 (会長)

続きまして、●●地区からお願いします。

岡村義弘委員

●●地区の岡村です。議案第8号と議案第9号について報告します。去る8月15日に●●地区委員を招集し現地を確認しました。第9号について、排水の方法について、話がありましたが、解決済であり、問題はありません。以上です。

議長 (会長)

続きまして、●●地区からお願いします。

芳竹和正委員

議案第10号です。申請地の隣接地で業務を行っており、業務の拡張ということで申請のあがった案件です。議案第11号は、 $\bullet \bullet \bullet \bullet$ です。 2件とも問題ないです。

議長 (会長)

各地区代表委員の報告が終わりました。

議案第5号から第11号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

佐藤恭一委員

7号議案でお聞きします。建築面積全体面積508㎡を利用率30%ということで、152.4㎡必要ですが、求積図において、建築面積を算出していますが、あっているのでしょうか。

事務局

利用率ですが、建築面積で174.38㎡、土地の面積が508㎡で、利用率は、34.32%となっています。

佐藤恭一委員

面積の算定がおかしいのでは、ないでしょうか。破線部分は、入らないのではないか。

事務局

174.38㎡で、算出しておりますので、軒先部分が入りますと、さらに利用率が増えると思います。

佐藤恭一委員

それでは、なくて、建築面積 $1\ 2\ 5$. $1\ 3\ \mathrm{m}^2$ は、床面積破線の部分まで入れて計算していると思いますが。

事務局

上から2つ目は、関係ありません。

佐藤恭一委員

床面積があって、建築面積は、軒先から1メートル後退したところまでが、建築面積だと思います。

事務局

斜線分は、軒先部分までを含んでいまして、周りの破線部分は、雨水経路を示して います。

佐藤恭一委員

わかりました。勘違いしていました。それはいいのですけど。

議長 (会長)

一級建築士が質問するほど、事務局は、把握していませんので、ご理解をお願いします。

佐藤恭一委員

そういうのでは、なくて、利用率を達成するために、建築面積の算定方法を変えて いるように思えるのですが。

事務局

申請者に再度確認しますが、利用率30%満たしていれば、手続きを進めたいと思います。

議長 (会長)

他にありませんか。

全委員

質疑なし。

議長 (会長)

それでは、議案第5号から第11号につきましてお諮りします。議案第5号から第11号について異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長 (会長)

それでは、原案のとおり認めることとし香川県に進達致します。

議長 (会長)

日程第5 農用地利用集積計画の審議について会長提出議案第12号を上程致します。では、事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の5ページをお開きください。会長提出議案12号についてご説明致します。個人が4件、法人が1件、中間管理機構が8件の合計13件となっております。13件の内新規が9件、再設定が4件でございます。13件のうち、賃借権が3件、使用貸借権が10件でございます。賃借権の内訳としまして、現金6,000円が1件、5,000円が1件、1,500円が1件となっております。期間については、10年が1件、6年が5件、5年が4件、3年が3件となっております。以上です。

議長 (会長)

説明が終了致しました。質疑に入ります。

尚、本案件につきましては案件も多く時間がかかりそうですので一括して質疑 に入ります。質疑等ある場合、整理番号等指定の上、ご発言下さい。

全委員

質疑なし。

議長 (会長)

それでは、議案第12号について、原案どおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長 (会長)

では、原案のとおり認めることといたします。

議長 (会長)

それでは、ただ今「農用地利用集積計画」が認められましたので、追加議案と して「農用地利用配分計画について」を上程したいと思いますが、いかがでしょうか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長 (会長)

暫時、休憩致します。時間は14時25分から再開いたします。

議長 (会長)

再開します。

(資料配布)

それでは、会長提出追加議案第1号「農用地利用配分計画の承認について」を 追加提案いたします。事務局より説明を求めます。 事務局

今月は、農用地利用配分計画14件について説明します。貸付先は個人が3件、法人が11件で全て区域内となっており、新規が13件あります。設定する権利等については賃借権が6件、使用貸借権が8件です。期間は10年が1件、6年が7件、5年5件、3年が1件となっております。利用内容は野菜、水稲、麦が中心となっております。以上です。

議長 (会長)

説明が終わりました。何か質疑等はありませんか。

小川義洋委員

3ページですが、出し手の所有者と契約者が違っているのは、どうしてか。

谷口専門員

農地機構の谷口です。4番から8番までですが、相続関係でそのようになっています。

議長 (会長)

他にありませんか。

全委員

質疑なし。

議長 (会長)

無ければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長 (会長)

では、原案のとおり承認いたします。

議長 (会長)

日程第6 農業経営改善計画の審査について、会長提出議案第13号を議題と 致します。事務局より説明を求めます。

事務局

農業経営改善計画認定要領に基づく農業経営改善計画の説明。

新規に基づく農業経営改善計画の説明。

議長 (会長)

事務局の説明が終わりました。本議案については、●●地区の関係案件ですので●●地区代表委員会から調査結果の報告をお願いします。

岩澤佳宣委員

●●地区の岩澤です。本案件は、認定農業者の継続ですので、問題ないと判断して おります。

議長 (会長)

●●地区代表委員の報告が終わりました。議案第13号について質疑等がありましたら発言認めます。

全委員質疑なし。

議長(会長) それでは、農業経営改善計画の審査について、議案第13号についてお諮りい たします。異議ありませんか。

議長(会長) 「異議なし」との声あり。

議長(会長) それでは、原案のとおり承認することと致します。

議長(会長) 本日、上程の議案については以上ですが、日程第7その他で何かありましたら 発言をお願いします。

小川義洋委員 ●●さんが、農業廃止になりましたが、原因は何ですが。

農林水産課杉浦 本人は、ブロッコリーを栽培していてがんばっていましたが、連作障害などにあい、 やる気をなくしてしまったようである。

小川義洋委員 手伝いにいっていたが、今年急にやめると聞いたので、残念と思っている。JAとかのアドバイスは、なかったのか。やめる前に引き止める方法は、なかったのかなと思う。

農林水産課杉浦 こちらからも相談に乗ったり、アドバイス的なことをしていたが、本人の気持ちは、 戻らなかった。

大塚ノブ子委員 農地機構の方にお聞きします。●●さんが借りていた農地は、その後、誰かが 借りているのですか。

松岡専門員 一部の農地については、借り手が見つかっている。

大塚ノブ子委員 普及センター主催のアグリレディの若手女性農業者の会で、東かがわ市水主の
●●● さんという方がいて、元々鴨庄に住んでいて、今、農大に通っていますが、3月に卒業する予定です。ねぎとかブロッコリーを栽培したのですが、土地がないとのことです。津田であれば、通えるので、土地がないでしょうか。 北部農協とかにも依頼しているようですが、ないのでしょうか。

松岡専門員 まだ、その情報は、聞いていません。●●さんが借りていた土地は、あちこち にとんでいて、集約できていないです。なかなか、借り手が見つからない状況 です。

議長(会長) どれくらいの面積を借りたいのでしょうか。

大塚ノブ子委員

多ければ多いほどいいのですが。本人は、大学に通っていて、ご主人と2人で するようです。年齢までは、聞いていません。

議長 (会長)

多ければとのことですが、どれくらいの面積が必要でしょうか。 1 h a か 2 h a ぐらいですか。

大塚ノブ子委員

2人とも今まで非農家の方です。初めて農業に取り組むわけですが、来年の4 月に実践する予定です。それまでに農地を確保したいそうです。

議長 (会長)

他にございませんか。

事務局

6月20日に開催した、案件で農振個別除外の議案第18号の●●●●さんから●●●●外1名への非農家の住宅兼店舗ですが、取下げ願いがありましたので、報告をいたします。

もう一点ですが、配布した農業経営改善計画認定申請書は、持ち帰らないで下さい。

議長 (会長)

他にございませんか。

全委員

なし。

議長 (会長)

以上をもちまして、平成29年8月農業委員会定例会を閉会とします。慎重なる審議をありがとうございました。

(14時45分閉会)

各議案毎の採決結果(議長は可否	
・農地法第3条に基づく申請審議	
賛成委員・・・・・・16名	反対委員・・・・・0名
・非農地証明願いについて	
賛成委員・・・・・・16名	反対委員・・・・・ 0名
・農地法第5条に基づく申請審議	
賛成委員・・・・・・16名	反対委員・・・・・0名
・農用地利用集積計画の審議につ	いて
賛成委員・・・・・・16名	反対委員・・・・・・0名
2/4/24	
曲田原和田町八利売けっして	
・農用地利用配分計画について	
賛成委員・・・・・・16名	反対委員・・・・・・0名
・農業経営改善計画の審査について	
賛成委員・・・・・・16名	反対委員・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長 (議長)

署名委員 3番

署名委員 4番